

消防職員ネットワーク事務局  
〒611-0021 京都府宇治市宇治琵琶45-2  
宇治市職員労働組合会  
TEL(0774)22-5653 FAX(0774)23-4960  
http://www.geocities.co.jp/WallStreet-Stock/6542/  
Email:firenet119@yahoo.co.jp

第58号 2010年4月1日発行



団結権のあり方検討会(2010年1月22日)

## 消防職員の団結権のあり方 に関する検討会

### 第1回・第2回開催

#### 消防職員の団結権のあり方に関する 検討会 構成員(五十音順)

座長 小川淳也(おがわじゅんや) 総務大臣政務官  
背山佳世(あおやまかよ) フリーアナウンサー  
荒木尚志(あらきたかし) 東京大学大学院教授  
岡本 博(おかもとひろし) 全日本自治団体労働組合  
書記長  
川田弘二(かわたこうじ)  
菅家一郎(かんけいちろう)  
吉川聰子(きっかわとしこ)  
木村裕士(きむらひろし)  
迫 大助(さこだいすけ)  
下井康史(しもいやし)  
辻 琢也(つじたくや)  
人羅 格(ひとらただし)  
三浦孝一(みうらたかいち) 茨城県稲敷郡阿見町長  
福島県会津若松市長  
慶應義塾大学准教授  
日本労働組合総連合会  
総合企画局長  
全国消防職員協議会会長  
新潟大学大学院教授  
一橋大学大学院教授  
毎日新聞社論説委員  
京都市消防局長

#### 消防職員不ツトワークにヒアリング

昨秋の総務大臣発言「消防職員の団結権の付与を検討するよう総務省に指示」を受け、1月から「消防職員の団結権のあり方に関する検討会」(以下、「団結権のあり方検討会」と記す)が総務省で二度開催されましたので、その概要をお伝えします。

団結権のあり方検討会の第1回が1月22日午後2時から午前10時から正午まで総務省で開かれました。民主党が掲げる政治主導を反映して、検討会の座長には、総務省政務

官の小川淳也衆議院議員がつきました。(左に検討会委員一覧表) 3月26日に団結権のあり方検討会第3回(実態調査)が埼玉県内の消防本部で開催されました。視察先は、春日部市、越谷市、吉川松伏消防組合の各消防本部です。小川政務官ほか検討会委員が訓練の様子や施設を視察しました。あわせて職員との意見交換がありました。

- 今後のスケジュール
- 4月、5月に関係者・関係団体へのヒアリング

● 夏にこれまでのヒアリング・意見交換等を踏まえて論点整理、意見交換(2回程度) ● 秋に、取りまとめに向けた基本的な考え方について意見交換、とりまとめ(2回程度) 今年の秋には報告書がまとめられます。なお、消防職員ネットワークと自治労連へのヒアリングが5月21日に実施予定です。

また、関係団体は10対象あります。自治体関係団体には、全国市長会、全国町村会、全国知事会があります。消防関係団体には、全国消防長会、日本消防協会があります。

3月3日に全国消防長会会長から全国の消防長に対して、「消防職員の団結権付与等に対する意向調査について」というアンケートの依頼が発信されました。回答期限が3月10日でした。この結果がヒアリングで発表されると推察されます。また、3月に全国市長会でもすべての市長に対して「消防職員の団結権に関するアンケート」の依頼がありました。回答はインターネットを利用して行われました。

団結権のあり方検討会の議事録や資料は総務省ホームページに公開されています。

## Q 管理職手当受給の隊長に時間外勤務手当等は支給されるのか

私は、消防隊の隊長です。現場に出動すれば、私が指揮をとります。管理職手当の支給を受けていますが、夜間に出動しても、時間外勤務手当、夜間勤務手当はもらっていない。祝日に出勤しても休日勤務手当はもらっていない。名古屋高裁で、管理職手当の支給を受けている人も、時間外勤務手当等がもらえるとの判決が出たと聞きましたが、私の場合はもらえるのでしょうか。



労働基準法41条2号に「管理監督者」という言葉が出てきます。管理監督者に対する、残業手当を支払わなくてもよいことになっています。

この「管理監督者」の意味については、既に判例は確定しており、「経営者と一体的な立場において、労働時間、休憩および休日等に関する規制の枠を超えて活動することが要請されるような重要な職務と責任、権限を付与され、実際の勤務態様も労働時間等の規制になじまない立場におり、その一方で、賃金等の待遇面で他の一般の従業員に比してその地位に相応しい優遇措置が講じられていることや、自己の労働時間を自ら管理できることから、労基法の労働時間等に関する規制を及ぼさなくてそのままほじにかけるむことはないと考えられる」とあるもの

の「管理監督者」と呼べるのは消防隊の隊長であっても、自分の労働時間を管理されている者は、管理監督者とは言い難いのは明らかでしょう。一般に、消防署で、管理監督者と呼べるのは消防署長や、それに準じる人くらいです。質問の中に出でくる名古屋高裁平成21年11月11日判決は、質問者同様、現場指揮を執っていた主幹・副主幹について、管理職手当はもらっていないと明確に結論づけています。そして、彼らに対し、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当の支給を命じて

います。  
よって、あなたの場合も、もうっていない時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当を請求できます。給与である以上2年で消滅時効にかかりますので、早く請求した方がよいですよ。

(弁護士 福井 悅子)

あなたは、知っていますか。本紙の消防Q&Aで明らかになったように、管理職手当を支給されている消防職員に時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当が支給されます。そのためには給与条例を改正する必要があります。改正するためには、一定の運動が必須になります。

(細井郁秀)

## ティーグラウンド 宝物発見

消防職員ネットワーク  
前役員 中村 茂さん



私の住居は、神戸市北区上津台(神戸北プレミアムアウトレットが隣接)で緑の多い街です。そんな私の家の庭にはティーグラウンドがあります。30m<sup>2</sup>程度ですが素晴らしい芝生に仕上がっています。もちろん孫(結羽)も大事な宝物ですが…。

A 支給されます 請求を早く  
労基法の「管理監督者」には該当せず

